

令和4年第20回教育委員会定例会
(10月25日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和4年10月25日（火）午後2時02分から午後2時51分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	神田しげみ
委 員	末廣 照純
委 員	垣内恵美子
委 員	高森 大乘

○出席者

事務局次長	梶 靖彦
庶務課長	横倉 亨
学務課長	川田 崇彰
児童保育課長	清水 良登
放課後対策担当課長	小野田 登
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	村松 克尚
中央図書館長	大塚美奈子
事務局副参事	河野 友和

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 家庭倫理の会墨田区が実施する事業に対する公園について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

(2) スポーツ振興課

イ 台東リバーサイドスポーツセンターの指定管理者候補者の選定結果について

3 その他

午後2時02分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和4年第20回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、神田委員にお願いいたしたいと存じます。

ここで傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望される方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続を行った場合のみ許可することといたしたいと思えます。

それではまず、審議する案件について、私から申し上げます。

日程の第1、教育長報告の報告事項、スポーツ振興課の委員については、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思えます。つきましては、傍聴人退室後に聴取したいと思えます。これに異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 はじめに、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、家庭倫理の会墨田区が実施する事業に対する後援名義の使用についてご説明をいたします。資料1をご覧ください。

本事業の名称は、子育て世代交流会でございます。実施日時につきましては、令和4年12月18日日曜日、午後1時15分からということで確認してございます。実施場所につきましては、浅草文化観光センター4階でございます。

入場者数は10名程度、事務局参加は、運営参加は4名程度を予定しているというところでございます。

事業の目的です。本事業を通じまして、健全な家庭を築き、喜びに満ちた生活を送るための、夫婦・親子のあり方を具体的な実践や体験を交えて提言し、家庭の劣化に歯止めをかけることを目的としております。

恐れ入ります。裏面をご覧ください。事業の内容でございます。子育て世代を中心とする、保護者に役立つ情報提供と地域社会の教育力向上に貢献する内容のセミナーを行うとのことです。

入場料等の徴収につきましては、参加費無料となっております。

本事業の後援名義使用による効果につきましては、事業に対する信頼を得ることができるということでございます。他団体への後援依頼はしていないというところでございます。

簡単ですが説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認のほうをいただけますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。よろしいですか。

○垣内委員 趣旨は結構なことではないかと、一般的に思われるんですけども、具体的にどういうことをされるのか。参加予定者が10名程度というのも、ちょっと驚きなのと、どのくらいの実績のある団体さんなのか、これは、家庭倫理の会墨田区という団体ですよ。台東区ではないんですね。これは何か全国的な団体なのでしょうか。この団体さんの情報があまりないのでちょっと不安がありました。特に問題はないということなんですか。

○庶務課長 失礼いたしました。こちらの団体、やはり上部団体がございます、一般社団法人倫理研究所というところが上部団体でございます、そちらのほうの有志が集まって、こういった家庭倫理の会というものをやっているという形でございます。

特に、倫理に関することを普及啓発する形での目的を持っている団体なんですけれども、過去に、台東区におきましては、家庭倫理の会台東区という形で、平成17年から28年にかけて、台東区のほうではいろいろと活動なさっていたという形での確認はしてございます。ただ、多分、会の中であれなんだろうけれども、台東区の支部が少し縮小なさって、墨田区のほうに吸収されたという形で、名簿を見ていただきますと、すみません、ちょっと3枚ぐらいめくりますと、家庭倫理の会墨田区の名簿に台東支部という形のところで真ん中辺りにございまして、墨田区のほうにこちらのほうに移ってしまったという形でございます。実績につきましては、28年度にも家庭倫理の会台東区でセミナーですとかを実施していたというところでは確認はしているところでございます。

内容につきまして、やはり、ここにも書いてあるとおりなんですけれども、ちょっと漠然として、なかなかご説明することも難しいこともありますけれども、健全な家庭づくりと地域社会の教育力向上を目指して、この家庭倫理の講演会ですとかこの子育てセミナーなどを中心に活動を行っているという形での、そういった会だという形では認識をしまして、特に今まで過去に、こういったセミナー等で講演等は行っていますけれども、大きな、特に何かあったということはないということでは確認はしてございます。

すみません。ちょっと説明があれなんですけど、以上でございます。

○垣内委員 過去にこの上部団体の一部がされたセミナーに後援名義を出しているということですか。

○庶務課長 すみません。家庭倫理の会台東区というところで、今は墨田区ということで今回出ていますけど、台東区という団体で後援名義を出していたということになります。

○垣内委員 分かりました。ありがとうございました。

○佐藤教育長 よろしいですか。

○垣内委員 家庭倫理というと、今、昨今いろんな話題になっているところもあるので、

ちょっと確認をしたほうがいいかなと思いましたが、ありがとうございました。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課の案につきましては、協議どおり、決定いたしたいと存じます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ありませんので、協議どおり決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、ご報告をお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、8月分、9月分となります。8月分が5件、9月分が10件の、合計15件となります。よろしくお願いたします。

それでは、要旨のほうを読み上げさせていただきます。学務課取扱分が1件でございます。

件名①、小学校定員および学童の件についてです。要旨です。区内でも蔵前小学校の児童の数が多くなりすぎており、キャパオーバーになっていると思う。児童へのケアの低下にもつながるため、他の少人数になりすぎている学校とのバランスを見て学区調整はしないのか。また、学童に関しても希望する学童に入れず、家から遠いところになってしまう、毎年通うところが変わってしまうなど、問題が発生している。この対策をどう考えているのか。また、仕方なく民間に高い費用を払って通わせている家庭もある。民間を利用することになってしまった場合の助成制度などを検討しないのかというご意見をいただいております。

続きまして、指導課分が7件です。

件名②、中学校の運動についてです。駒形中学校ではマスクでマラソンをさせられている。危険ですので外したほうが良い、というご意見です。

件名③、台東区の英語教育についてです。要旨です。台東区の教育について不安がある。中学生の学力が低い。放課後に小学校に外部委託で英語教師を派遣し、英語にふれる時間を作ってほしい、というご意見です。

次ページをおめくりください。件名④、小学生の休み期間の宿題についてです。要旨です。親がやることになっている夏・冬休みのドリルの丸付けについて疑問がある。答えが同時に渡されることにより、答えを見て書き込むという事態が発生している。授業の一環

として自分でわからない点を理解させることが不要なら、答えを見て回答してしまう子もいるドリルが必要なのか。また、働く親としても、数日間の休みの中で日記や自由研究の課題のための予定を組むうえに、丸付けまでであると、時間がない。学校の時間中に丸付けができない理由が何かあるのか、というご意見です。

件名⑤、石浜小学校教師について。要旨です。再度の連絡である。1名の男子教師の教育方法に違和感を感じている。生徒に向かって「ふざけんなー」など、数々の罵声をかけている。私の息子は来春石浜小学校へ入学予定である。このような指導をされる先生がいる学校に我が子を通わせるのは心配でならない。あの先生の指導は今の時代、誰がどう見てもおかしいと思う。現場の様子を見て判断して、適切な指導を行ってほしい、というご意見をいただいております。

件名⑥、思いやりと人権教育についてです。要旨です。憲法では“公共の福祉”に反しない限り、個人の自由を保障している。自由な社会は良いイメージですが、自由の負の側面にも注目してほしい。自由とエゴは仲良しである。だから人権教育は大事である。個人を尊重する“自由”な社会と他者の権利を考える“責任”は必ずセットである。児童・生徒の発達に応じた、「人権を考える教育」の充実を切望する、というご意見です。

3ページをご覧ください。件名⑦、学校行事についてです。要旨です。運動会の開催が学校によって発表会だったり、運動会だったりする。通常の運動会を行う学校もあれば、体育発表会と称し、縮小で行う学校もある。同じ区内で同じ基準で学校生活を送る中で、行事のあり方があまりにも違うのは納得できない。夏休みの水泳指導についても他の学校は予定通り行われているのに対し、当校は前半・後半共に中止となる早い段階での決定があり、怠慢としか思えない。公平な行事の開催をお願いしたい、というご意見です。

件名⑧、小学生の通学マナーについてです。要旨です。生徒の通学マナーが悪い。学年問わず、道に広がって歩いているので、自転車でぶつかりそうになる。道路の端に並んで歩くように指導してほしい、というご意見です。

続きまして、スポーツ振興課分が3件でございます。件名⑨、テニスコートの優先貸し出しについてです。要旨です。台東区テニス協会や台東区ソフトテニス連盟が主催する事業や、区の行事等で使用する場合、テニスコートは一般開放されない。年間の貸出数は妥当なのか。それぞれの優先使用日数および8月の利用率を教えてください。大会スケジュールや参加状況を試合結果等で示されれば、有意義な利用だったのだと納得がいく。ソフトテニス連盟にホームページ等の開設を求めるべきではないか。また、ソフトテニスの場合、翌日などを予備日としてしまうことがある。情報が公開されていないので、予備日があることも数日前の掲示で知るだけで、週末や祝日に利用されないコートが多く出てしまう事態を招くことになる。施設は有効利用されるべきだ、とのご意見です。

4ページをご覧ください。件名⑩、台東リバーサイドスポーツセンターのタトゥー客の規制についてです。

要旨です。スポーツセンターを利用した際、夫にタトゥーがあるため今後は隠すよう職

員に注意された。夫は外国籍であり、タトゥーはファッションの1つとして上腕部に入れている。夫の上腕部のタトゥーは、Tシャツを着ていても隠しづらいところにあり、外国人のファッションタトゥーまで規制をすることに対して理解し難い。今後の見直しを願いたい、というご意見です。

件名⑩、野球チームによる遊歩道の占領と通行人への威嚇行為についてです。要旨です。スポーツセンター北側の野球場でプレーを終えた大人の野球チームが、桜橋中学校と野球場の間にある遊歩道を占領し、広がって談笑し、煙草を吸っていた。道を完全に塞ぎ、通ることができなかった。「道を空けてほしい」と言おうとして目が合ったが、複数人でこちらを睨みつけ、煙草を手にしなから身体を寄せてくるといった行為があり、身の危険を感じた。複数回、同じ場所で同じ場面に遭遇しており、威嚇的な態度がエスカレートしている。早急な対処をしてほしい、というご意見です。

続きまして、中央図書館分が4件であります。5ページをご覧ください。件名⑪、図書館での出来事についてです。要旨です。家族が図書館で借りて返却したはずの本に何度も督促のメールが届き、問い合わせると、「本の汚損のため、返却処理をしていない」と回答された。また、「図書カードは本人のみが使用するもの」であり、「借りる、返却する、は本人が行うことである。借りた本は家族であっても読んではいけない。」と言われた。

また、図書館に行ったはずの子供が18時を過ぎても帰宅しないので電話をした際に、「図書館に誰がいるかなどの情報は、第三者の方にはお答えできない。伝言を預かるなどのこともできかねる」という回答をされた。「子供が1人でも安心して利用できる空間ではない」という状況は早急に改善の余地があると思う、というご意見をいただきました。

件名⑫、図書館の英語の本についてです。要旨です。図書館の英語の絵本が少ない。他区から取り寄せている状態なので、台東区にも置いてほしい、というご意見です。

件名⑬、図書館の蔵書・視聴覚資料について。返却されない蔵書、視聴覚資料について積極的に返却の督促をお願いしたい。資料の未返却は、台東区民に対して重大な侵害である。未返却資料がある利用者には、新たな貸出禁止はもとより、自宅訪問による返却要請は必要な事だ、というご意見です。

6ページをご覧ください。件名⑭、図書館での対応についてです。要旨です。子供の本の返却時に「本を強く押した跡が残っている。今後このような事があったら、同じ本を購入してもらおう」と言われた。他の図書館では、水に濡れた本を「子供のやった事ですし、次回は気を付けて下さいね」くらいに言っているのを見た。強く押した跡が残っていたら弁償しなければならないのか、というご意見をいただきました。

以上15件でございます。回答が必要なものには、記載のとおり、回答を差し上げてございます。

報告は以上となります。よろしくお願いたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

○神田委員 1件目ですが、学区の調整というのは、町会等もあり、特に台東区などの場

合には、難しいのかなと予測されますけれども、その辺りは、どのようにお考えなんですか。

それから、3件目の英語のことです。私が台東区に来たときには、ALTも長時間ついておりましたし、オリンピックに向けておもてなし英会話など特色のある取組もなされていきました。そういったことも考えて、あれから少し時間がたちましたが、その後、英語教育の充実に向けてどのような取組をされていらっしゃるのでしょうか。

3点目は、件名④の夏休みの宿題の丸付けについてです。子供たちが問題を解いて、その場で答え合わせをして、間違えたところなどを改善するというものが一番身につくと言われておりますけれども、家庭によってはなかなか難しい、見てあげられないということもあると思います。こういった点は、学校のほうでも各家庭への啓発を行い、丁寧に話をしていく必要があるのかと考えています。同じように、件名⑦の学校行事の件についても、今、コロナ禍もあって、時数の関係や内容の見直しなども影響があったのかと思います。その中で、いろいろな面で学校で工夫されて実施をしているような状況かと推察されます。そういった意味で、趣旨の説明をして、理解してもらうことの丁寧な取組というのが重要だと考えます。恐らく学校でもそういったところは、力を入れているだろうとは思いますが、格差があるようなことが書かれていますけれども、本当に、学校でそのような差があるのかどうか。一方、学校の独自性をかなり台東区は生かしていると思いますので、それはすごくいいことではないかと思っています。やはり説明ということが十分になされるということが必要だと思います。

○学務課長 1点目の蔵前小の学区調整の件について、私のほうからお答えします。

蔵前小学校は、確かにご指摘のとおり、人数が、子供たちの数が多くなっております。当然、今ここはもう、指定校変更とか区域外就学の制限をかけている学校になっております。また、子供たちがこれから何人入ってくるか、そういったことも予測を立てながら、教室数が決して不足しないようにというような形で、今、対応している状況でございます。

ご質問の学区域につきましては、やはりこれまで地域と学校が培ってきた歴史的経緯ですとか、そういったことを尊重していくことが大事かなと我々は捉えていますので、学区調整については現時点では考えていないというのがお答えになります。

○神田委員 ありがとうございます。

○指導課長 まず、台東区の英語教育についてということなんですが、お問い合わせいただいた内容を見た中で、何を基にこのようにご意見いただいているのかがつかめていない状況でございます。例えば中学生の学力が低いということが書かれてあるんですが、今年度の学力調査も、中1、中3で、英語に関しては全国を上回っている状況ですし、中2もマイナス、1点以下ということですので、決してその、公表していることもないので、ということでございます。

それから、放課後に小学校に外部委託で英語教師を派遣し、というご要望があるんですが、ご承知のとおり、外国語指導助手ALTを区立の全小学校、中学校に派遣してござい

すし、小学校6年生のTGG、それから、中学校のEnglish Summer Schoolなど、新たな取組も始めているということなので、決してこの英語教育について、やっていないということではないと言えるということで、このように回答させていただいたところでございます。

小学校の休み期間の宿題については、当該校、このお問い合わせいただいた学校が特定できておりますので、やはり学校のほうには丁寧な説明を、家庭の負担になっていないか、できなかったとしても学校でやれるような時間とか、そういったものを設定するなど、丁寧に対応していただきたいなということをお願いをいたしました。

一番最後の学校行事については、この夏季水泳に関しては、やはり感染状況、指導体制、校内体制もあるので、あまり近くの学校でばらつきがないように、小学校はブロックごとに校長会で話し合っ、方針を決めていただきました。これに書いてあるとおり、前半は感染が結構広がっていたので、多くの学校が中止していて、逆に後半やめた、できなかったところもあれば、やったところもあるというのはつかんでおりますので、近くの学校がそろった形でやるようなことはお願いはしたところですので、そのようにやっております。それから、行事に関しては、様々、私も参観させていただいて、工夫していただいて、前のおりに一日やるのが本当に子供のためになっているのかということで、新たな取組なんかも見られて、より工夫を見られているような学校もあるので、そういったことをやはり理解していただくようにできればなというふうに思っております。

○神田委員 丁寧な説明、ありがとうございます。やっぱり、英語に関しては、学力が低いという意味ではなく、ぜひ力を入れていただきたいと思います。いろいろな新しい取組なども、これから進めていき、子供たちの力がつくようにと考えます。

○佐藤教育長 そのほか。

○末廣委員 2ページの件名⑤ですね、石浜小学校教師についてということですが、これは前もこういうことがあって、注意をしたということですが、それが一向に直っていないということなんでしょうか。それで、やはり、今、相当強く、これ、指導しないと、非常にぐあいが悪くなってくるんじゃないかと思います。昨日の校園長会ででもありましたけども、最近の教師の質が非常に、何か落ちているような印象を昨日受けましたので、やはりこれは、学校それから教育委員会が真剣になってこの教師の指導をしなけりゃというふうに思います。

それから、その後の件名⑥、これは要旨といいますか、この提案者の言うとおりであります。非常に私も、これは賛成です。

それから、その学校行事、件名⑦ですね、学校行事で、いろいろと、その学校によって違いがあるということですが、やはり管理運営に関する規則というのが台東区にあるわけで、それも各校長の判断で決めているということですので、やはり台東区のこのあり方は、結構なことだと思います。

それから、あとは感想ですけども、タトゥーは非常に難しい問題ですね。特に外人で、そういう変なことをしている人でなくて一般の人が割とタトゥーを平気でやっていますの

で、温泉地とかそういうところでも結構問題になっているんですけども、日本全体でのタトゥーというものをちょっと考えて見直さない、何か世界の在り方と、ちょっと、大分外れてきちゃうんじゃないかなというふうな気がします。それともあくまでも今までどおりの、ああいったのはお店に入るのもお断りというようなことがずっとできるかどうかということも非常に、これは教育委員会だけの問題ではないと思いますけれども、日本全体の問題というふうに思いますけどね。

それから、件名⑫の、これもやはり子供のいわゆる防犯の観点から、子供の私的な情報は教えないほうがいいです。もう、当然。当然だと思いますね。

それぞれ、ちょっと感想ですが、以上です。

○佐藤教育長 件名⑤の石浜小学校の教師については、特に、指導課はない、この回答どおりでよろしいですか。

○指導課長 この言葉どおりの発言があったかどうかということは、実は事実確認が取れていない。ただ、大きな声で、指導をしたという場面は、運動会の練習の、全体の指導の場面であるということで担当主事も、何度も訪問して、あと抜き打ちで見に行ったりもしたんですが、その場面ではちょっと確認は取れなかったんですけども、確かに運動会の全体指導の場面では大きい声で指導をしたということはあったので、それをほかから見れば、やはり公園がすぐそばにあるので、やはりちょっと不愉快な思いをしたということはあるのかなということ。

○末廣委員 そうですか。

○指導課長 はい。

○末廣委員 いや、この言葉をそのまま発したのかなと思ったんですけどね。場合によっては、何か騒がしいときに大きい声で注意しなきゃいけないということもあるでしょうしね。はい、分かりました。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

そのほか、この件に関して何かございますか。

垣内委員、どうぞ。

○垣内委員 図書館についてお伺いしたいと思います。

まず、件名⑭ですけども、資料が延滞し続けている、あるいはなくなってしまう、逸失するということは、どのくらいあるのかどうかというのが1点。そのときに、どういうふうに対応をされているのか。2点目は、同じ方向性の質問なんですけど、汚損とか破損があったとき、お話を聞かれて、多分その、何というんですか、悪質だといいますか、何かお考えを聞いた上で対処されているかと思うんですけども、この辺りもどういうふうにするのか。大体その、通常、本を読んでいても、ところどころ折り目がついちゃったりとか、何か若干汚くなったりという通常の劣化はしょうがない、避けて通れないものだとは思いますが、この辺り、意図的にページを破るとか破損するとか、書き込みをしちゃうとか、いろんなことが考えられるんですけど、どういうふうにご対応されている

のか、状況を教えていただければと思います。大変ご苦勞されていると思いますけど。

○佐藤教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 まず、紛失の件数なんですけれども、大体、毎月10件から20件ぐらいが。

○垣内委員 毎月。

○中央図書館長 はい、ございます。また、紛失と、あと、そのほか汚損とか破損とか、そういったものにつきましては、例えば自動返却機で返却された場合というのは、本人は返却はしているんですけれども、実際に後から確認をして、中をめぐって、破れていたりとか水濡れがしていたりとか、そういったものに関しては、後日ご連絡をしている状況です。

必ず、以前水濡れがあって、ちょっとよれているなというところは必ず、この本には水濡れがありますとか、ちょっと、ここに、破損がありますとか、そういうふうに表示してありますので、それよりも新たに、明らかに破損が起きているものについては、後日ご連絡をして、弁償するか、本に関しては、原則現物で戻していただくというふうにしておりますので、そういったところでの対応をしております。

実際に、あとは、返却がされないものにつきましては、できる限り、督促などもいたしまして、そうですね、毎月お電話、メール、そういったので督促をしながら返却、返送していただくをお願いしているところです。

また、汚損とか破損とかが起きた場合の説明についても、実際に窓口で、こういったところでここがちょっと汚くなっておりますので確認をしていただいた上でご説明していただいて、弁償していただいております。

○高森委員 中央図書館長に伺います。配架されている本、開架されている本は自由に手に取って見られますが、そのときに破ってしまったか、コピー機にかけたときに背表紙が割れてしまったとか、でも、それは書架に戻されてしまうと分からないですよ。その確認はどうされていますか。それを次の人に貸し出した場合に、借りた本人は気づかないのですよ、破損していたことは。でも、貸して、返ってきた後で汚損を指摘されて、そういった事態が発生しないかなと、ちょっとそれが気になるのですけど、どういうふうにすればいいのでしょうか。

○中央図書館長 確かに、配架されている本が、何かの拍子で、例えばコピーなどがされたときに破れてしまって、そのまま何も報告をせずに戻されてしまった場合は、それは全く分からない状況です。何かその本を逆に借りられる方が、ぺらぺらとめぐって、もう明らかにこれは破れていて、実際に借りる前に申し出いただければ、そこで把握はできるような状況です。

ただ、それが、こう、実際借りて戻されたときに、職員とのやり取りで、実は自分が借りる前から、読んでいたらもう破れがあったんですよということのお話があれば、そのやり取りの中で把握をさせていただくというような形を取っております。

○高森委員 そうですね。本当だったら、貸し出すときに全部チェックして、レンタカー

ではないですけど、どこが壊れているか全部チェックリストを作って渡すのが本当なのでしょうけど、そんな手間がかかることはできませんね。多分難しいですね。

○中央図書館長 すみません。中央図書館長においては、自動貸出機というのを導入しておりますので、そういった場合ですと、やはりご本人が確認をしてということにはなりません。ただ、ほかの分館、分室になりますと、1回、窓口のほうで確認をさせていただきますので、分館、分室については、必ず確認をして貸出をしております。

○高森委員 チェックが入ると。分かりました。難しいですね。ありがとうございます。もう一点、いいですか。

○佐藤教育長 どうぞ、高森委員。

○高森委員 今度は指導課取扱分です。件名④番の宿題の件ですけども、先ほど指導課長がご説明していただいた内容は、この回答に書かれていることよりもさらに、より一歩踏み込んだ内容になっていると思います。この回答欄だと、一番最後の行に、非常に突き放したような回答になっていますが、そうではなくて、実際には指導課としては、学校側と関わり合いながら、指導しながら対応していただいていることは分かった次第です。ところでこの質問者に回答された文書というのは、これが全文なんでしょうか。それとも、これはごく一部の抜粋で、もっと詳しい説明があるものなのでしょうか。

○指導課長 まあ、おおむね、おおむねここが、ですますがもう少し入っているような状況で、ほとんどおおむね、このような状況で回答しております。

○高森委員 というのは、ちょっと気になるのが、ご意見を寄せられた方々が、この回答ですと、何か教育委員会はもう関わってくれないような印象を与えてしまう。そうすると、教育委員会に何を言っても、もう、適切に対応してくれないというような印象を持たれてしまうかなという気がするのですね。その辺が危惧されるところで、先ほど指導課長がご丁寧にご説明いただいたような内容がもうちょっと盛り込まれていれば、納得いただけるかなと思いますので、その辺り、また今後よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 その他、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課、アについては、報告どおり、了承を願います。

3 その他

○佐藤教育長 その他、何かございますでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、会議の冒頭で申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について聴取したいと思います。大変恐れ入りますが、傍聴人の方はご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

〈日程第1 教育長報告〉

2 報告事項

(2) スポーツ振興課 イ

○佐藤教育長 それでは、日程第1、教育長報告、報告事項を議題といたします。スポーツ振興課のイについて、スポーツ振興課長、報告をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、台東リバーサイドスポーツセンターの指定管理者候補者の選定結果について、ご報告いたします。資料の3をご覧ください。

項番1、対象施設は、台東リバーサイドスポーツセンターの、資料に記載の各施設で、項番2、指定管理者候補者は、公益財団法人台東区芸術文化財団です。項番3、指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間となっております。

項番4、選定経過です。本年8月15日に指定管理者指定申請書を候補者より受理いたしました後、8月に第1回審査会にて対象施設の視察と審査基準を決定し、9月の第2回審査会にて事業計画などの書類審査を行いました。

項番5、選定手続きです。

(1) 選定方法は、台東区指定管理者制度運用指針に規定する公募によらない選定を適用して、原稿の指定管理者を選定しております。

(2) 公募によらない選定の理由を3点挙げております。

1点目は、地域スポーツ団体と連携・協力し、団体の活動を活性化しながら、区のスポーツ振興の推進を図る必要があり、現指定管理者は地域スポーツ団体と長年の信頼関係を築いていること。

資料の2ページ目をご覧ください。

2点目は、次期指定期間は、新型コロナウイルス感染症の影響や陸上競技場の改修の可能性があり、施設の収支見通しが難しい中で、安定的かつ継続的な施設運営には、現指定管理者が適していること。

3点目は、現指定管理者は、これまで行政と一体となって施設を運営してきたことから、令和5年に改定される台東区スポーツ振興基本計画も理解し、スポーツ振興への一層の取り組みが期待できること。

以上のことから、行政の補完機能を有し、地域スポーツ団体との信頼関係を継続しながら、安定的かつ継続的な事業運営が可能な現指定管理者を選定するものです。

(3) 審査手順です。指針に基づき、指定管理者非公募選定審査会を設置し、指定管理者としての適正を判断しました。

項番6、非公募選定審査会構成員は5名で、資料に記載のとおりです。

項番7、審査基準です。資料の2ページから3ページに、表で審査基準をまとめてご紹介します。表を縦に3分割した左の列は基本項目で、三つの基本項目を設定し、真ん中の列は、基本項目の細目で、11項目を設定いたしました。一番右の列は、細目ごとに審査する上での視点になります。

審査は、細目ごとに、各委員5点満点で評価しております。ただし、今回、特に重視する項目、基本項目の②サービスの向上、③運営効率化、⑥施設固有の性質につきましては、委員評価点に2倍の掛け率を設定しました。

資料の4ページ目をご覧ください。項番8、審査結果です。

はじめに（1）得点です。配点合計点375点に対し評価合計得点は340点で、評価合計得点を配点合計点で割った得点率は、90.7%でした。合格基準の取得率70%を上回っております。よって、公益財団法人台東区芸術文化財団を台東リバーサイドスポーツセンターの指定管理者として十分な能力を有する事業者であると判断し、優先交渉権者に決定いたしました。

次に、（2）指定管理者候補者の主な提案内容です。

1点目は、区が実施する幼児運動教室とは別に、4～5歳児向けの体幹バランス運動や鉄棒、跳び箱などに特化した運動教室等、新たに小学校1～2年生向けの運動教室を実施すること。2点目は、導入済のキャッシュレス決済の推進と新たにオンラインによる各種教室の申込やアンケートを実施するとともに、段階的にデジタル技術を活用したサービス向上に努めるとの提案がありました。

次に、（3）審査会における主な意見として、①収益をしっかりと考えて、や、②時代に即した柔軟な対応を、また、④のPR活動により一層の力を、などの意見をいただいております。

最後に、項番9、今後のスケジュールです。すみません、ここで資料に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。12月の括弧書きのところで、「（指定管理者選定議案提出）」とございますが、「（指定管理者指定議案）」の間違いとなっております。「選定」の部分が「指定」になります。申し訳ございません。

改めまして、今後のスケジュールですが、12月の第4回区議会定例会において、区民文教委員会に指定管理者候補者決定の報告と、指定管理者指定議案を提出し、決定されれば、令和5年4月1日に指定管理者と協定を締結し、指定管理業務を開始いたします。

説明が大変長くなりましたが、ご報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告について、何かご質問はございませんでしょうか。

○垣内委員 様々な必要な理由があって、非公募で指定ということですが、それ自体結構なことかと思いますが、この審査会のご意見の中で、収益をしっかりと考えてという点があります。これは具体的にどんなことなんでしょうか。恐らく料金は条例か何か規則で上限が決まっていて、その料金で提供できるサービスということになりますよね。そうすると、収益を考えるとというのは、有料で利用する方の数を増やすということしか考えられないと思うんですね。通常、収益を上げようと思ったら、いいサービスを高く提供して利潤を上げていくというやり方か、同じ価格でもたくさんの人に利用してもらうという量販型の考え方しかないと思うんですけど、結構、このリバーサイドって利用率が高いように思えるんですが、この辺りは具体的にどんなことでしょうか。PRも指摘されていま

すので、そういったことでより利用率を上げていくということなのか、また利用率が上がると、混雑しますよね。そうすると、ちょっと満足度も下がっちゃうかなとか、その辺りのバランスはどういうふうにお考えなのか、あるいはどういうご意見が出たのか、参考までに教えていただければと思います。

○スポーツ振興課長 垣内委員ご指摘の収益の部分でございますが、このリバーサイドスポーツセンターの施設、大変維持費がかかっております。それに見合った収益を上げなさいというようなご意見をいただいておりますが、垣内委員さんがおっしゃったとおり、利用料金はもう、条例等で定まっているもので、それが上限になっている中で、収益を上げるというのも限界がありますが、できるだけ多くの方に利用していただいて、施設が無駄なく有効に活用されるようなことも含めての収益を上げてほしいというようなご意見でございました。

また、維持費がかかるというところでは、どうしてもスポーツ施設ですので、夏場などは熱中症の心配等もありますので、どうしても冷房等、必要なところはやっぱり必要な経費をかけるべきというような意見もいただいておりますので、そこはちょっとまた別物として考えていただければと考えております。

以上です。

○垣内委員 はい。

○佐藤教育長 よろしいですか。

○高森委員 この指定期間が令和5年から令和10年度末ということなのですけれども、リバーサイドスポーツセンターの大規模改修というのは、この期間に行われるのでしょうか。それとも、この10年以降に行われるのでしょうか。何かその計画があったような記憶があるんですけど、その辺りはどうなっていますか、今。

○スポーツ振興課長 リバーサイドの陸上競技場の改修の件だと思いますが、当然、もう老朽化が進んでおりますので、早急な改修が必要な状況という認識は、区のほうでもしております。今回、区の施設、保有施設全体の保全計画を、今、策定しております。それは次期の区議会で、一応、報告になるような形にはなっております。

リバーサイドの陸上競技場につきましては、基本設計まではもう済んでおりますので、間を空けてしまうと、また設計からやり直すという無駄な経費がかかってまいりますので、今ある基本設計を有効に活用して、早急な着手というところで、今、準備を進めているところで、まだ具体的な、いつからやるということはまだ確定はしておりませんが、そんな形で動いております。

○高森委員 分かりました。ペンディングになっているわけではなくて、これから進むということですね。ありがとうございます。

それからもう一点、4ページ目の審査結果の(2)の②番、各教室の申込のオンライン実施というのがいよいよ実現できる。先ほど、区長への手紙で、スポーツ振興課の取扱分の件名⑨でいろいろとご意見いただいたことが、これでやっと少しは解消するのかなという

期待は大きく持っていますので、ぜひ、鋭意進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

ちなみに、オンラインで申し込むと、インターネット上で、その申込みの状況が確認できるようなシステムになるのでしょうか。

○スポーツ振興課長 今、指定管理者の芸術文化財団のほうで、いろんな仕組みを今検証しているところですので……

○高森委員 そうですね。

○スポーツ振興課長 これが、メールだけのやり取りになるのか、ウェブのサービスで申込み状況とかを確認できるようになるのか、ちょっとここはまだ調整中でございます。

○高森委員 分かりました。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、スポーツ振興課のイについては、報告どおり、了承を願います。

3 その他

○佐藤教育長 本日の案件は以上です。全体を通して、何かございますでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもって、本日の定例会を閉じ、散会いたします。ありがとうございました。

午後2時51分 閉会